

サービス等利用計画(障害児支援利用計画) 作成のご案内

障害者総合支援法・児童福祉法により、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用するすべての方にサービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成することになっています。

サービス等利用計画(障害児支援利用計画)とはどんな計画？

サービス利用者の課題解決や、適切なサービス利用を支援するために作成するものです。計画には、本人の解決すべき課題、その支援方針、利用するサービスなどが記載され、区が行うサービスの支給決定の根拠となる大切な計画です。

介護保険のサービスと併用して障害福祉サービスを利用している場合は、介護保険のケアプランにおいて障害福祉サービスを含めた計画が作成されます。ただし、障害福祉サービス固有のサービスを利用する場合で、区が必要と認める方については作成対象とする場合があります。

サービス等利用計画(障害児支援利用計画)を作る人は？

区市町村が指定する指定特定相談支援事業者(指定障害児相談支援事業者)の相談支援専門員が作成します。北区では指定事業者一覧を作成していますので、事業者を選択するときに参考にしてください。

また、本人が希望する場合は事業者が作成するサービス等利用計画(障害児支援利用計画)の代わりに、利用者本人やその家族及び支援者等が作成することもできます。(セルフプラン)

計画作成にかかる費用は？

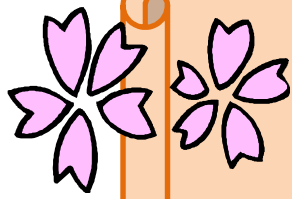
利用者の方が負担する費用はありません。

計画を作成した指定特定相談支援事業者(指定障害児相談支援事業者)に対しては、区が報酬を支払います。

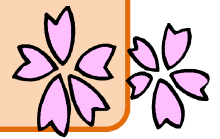
ただし、セルフプランの場合は、作成者に対して報酬は支払われません。

個別支援計画との違いは？

サービス等利用計画(障害児支援利用計画)は、相談支援事業者が作成する総合的なプランです。一方、個別支援計画とは、サービス提供事業者(通所先や居宅介護事業者など)が、サービスごとに作成する個別的なプランです。



障害福祉サービス利用の流れ



①申請

利用者が、区にサービス利用申請を行います。

②計画案の 提出依頼

区から利用者に対し計画案の提出を依頼します。

③契約

利用者は、相談支援事業所リストを参考に、計画を作成できる相談支援事業者と契約をします。

④計画案作成

相談支援事業者に【サービス等利用計画案・障害児支援計画案提出依頼書】を提出し、利用計画案を作成してもらいます。

⑤聞き取り調査 (障害支援区分の 一次判定)

利用者本人の心身の状況や、介護者の状況などの調査を区が行います。

⑥審査 (障害支援区分の 二次判定)

一次判定結果・医師意見書・認定調査特記事項をもとに、審査会で障害支援区分、認定有効期間を判定し、障害支援区分が認定されます。

⑦区分認定 通知の送付

区から【区分認定通知】を送付しますので、利用者は相談支援事業所にその旨を連絡し、計画案を作成してもらいます。



⑧計画案提出

相談支援事業者によって作成された計画案を区に提出します。



**⑨サービス調整会議
(判定会議)**

二次判定、計画案をもとに、支給の要否が決定されます。



⑩支給決定

区が支給決定の内容を記載した受給者証を利用者に交付します。



**⑪サービス利用事
業者との契約**

利用者は、サービス利用事業者と契約をします。



⑫サービス利用

利用者は、サービスの利用が可能となります。



**⑬サービス
担当者会議**

利用者は相談支援事業者、サービス利用事業者と一緒にサービスについて確認します。



⑭計画提出

相談支援事業者、サービス提供事業者と一緒に確認しながら作成された計画を区に提出します。



⑮モニタリング

支給決定後、一定期間ごとに相談支援事業者によって計画の見直しを行います。



♪サービス等利用計画のメリット♪



相談支援事業者から、適切なサービスの組み合わせの提案を受けることができます！



一つの計画を基に関係者が情報を共有するので、一体的な支援を受けることができます！



本人の目標に基づく計画をプロが作成することで、本人のニーズに適った支給決定を受けることができます！



問い合わせ先

健康福祉部 障害福祉課

＜ご相談・サービス利用申請等について＞

王子障害相談係 ☎ 3908-1358 FAX 3908-5344

赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991

滝野川地域障害者相談支援センター

☎ 4334-6548 FAX 4334-6549

＜制度について＞

障害福祉係 ☎ 3908-9085 FAX 3908-5344